

第 12 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和6年5月30日(木) 午後 2時 00分
閉会日時	同 上 午後 3時 22分
開催場所	桐生市市民文化会館 国際会議室(4階)
出席委員	23名 農業委員 1番 富田 正次郎 2番 杉戸 恵司 3番 山形 啓子 5番 山形 ちづ代 6番 井田 秋雄 7番 星野 重彦 8番 山形 栄子 9番 坂本 久美子 10番 星野 昭彦 11番 中島 篤 12番 渡辺 隆司 13番 矢内 鉄男 14番 今泉 芳雄 農地利用最適化推進委員 1番 金子 博一 2番 荻原 完一 3番 武 幸一 4番 木村 聡 5番 大澤 隆 6番 小菅 雄一郎 7番 高沢 良満 8番 丹羽 康博 10番 齊藤 克代 11番 深澤 憲司 [遅刻委員] [中座委員] [早退委員]
欠席委員	4番 川口 賢一 9番 中村 耕一郎 12番 太田 亮一
議事参与 議 事	5名 事務局長 新井 八寿代 主査 登坂 良男 次長 山藤 健二 主査 鳥井 貴史 係長 石原 幸枝
議 事	日程第1 議事録署名委員の指名 日程第2 会期決定の件 日程第3 第46号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 委員会処分 1件 第47号議案 農地法第5条の規定による許可の取消願について 委員会処分 1件 第48号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 4件 日程第4 第49号議案 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に による諮問について 委員会処分 5件 日程第5 第50号議案 令和5年度最適化活動の目標の点検・評価等について 日程第6 第51号議案 農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について 第52号議案 農業委員会農地利用最適化推進委員の欠員の補充に ついて 日程第7 報告第21号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 報告第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開 会 午後 2 時 00 分

議 長

ただ今から第12回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員13名、推進委員10名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、10番星野昭彦委員及び11番中島委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の鳥井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 第46号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が1件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい。事務局。

事務局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号3番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われまますので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

続きまして、この件について5月28日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

12番農業委員

はい。

議 長

はい。12番渡辺委員。

12番農業委員

12番渡辺でございます。先日、私と3番武推進委員と事務局2名で現地調

査に行ってまいりましたので報告します。この場所は122号線から梨木館の方へ入ってすぐひまわり団地の方面へ向かっていった先の山の奥で、道もなく、歩いていくのもやっとのところでした。生えている杉の木も30年以上は立っているのではないかという感じでしたので、いたしかたないかなと思います。よろしくをお願いします。

議 長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第46号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が1件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第46号議案は許可相当として承認されました。

続きまして、第47号議案「農地法第5条の規定による許可の取消願」について、委員会処分が1件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事務局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号1番につきましては、取消事由にありますとおり、農地法第5条の許可を受けましたが、所有権を移転する前に当時の譲渡人が亡くなってしまい、所有権が移転できなくなってしまったことから、許可を取り消したい旨、申請があったものでございます。

また、関連案件といたしまして、このあとご審議いただきます、第48号議案受付番号5番で露天資材置場用地として5条の農地転用許可申請もされております。

これは、申請地が農地のままであるため、先程の5条許可の取消申請と併せ

て、新規の転用計画者による5条の許可申請も改めて提出されたものでございます。

この第47号議案では、令和5年7月に許可となっております、桐農委指令第5-508号の許可を取消することについて、ご審議いただけますようお願いいたします。

議 長

以上、事務局より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

47号議案「農地法第5条の規定による許可の取消願」について、本件を取消相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第47号議案は許可取消相当として承認されました。

日程第3 第48号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が4件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号5番、6番、7番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

受付番号8番の立地基準につきましては、土地改良区内にある農地であるため、第1種農地と判断しますが、隣接する土地(工場用地)と一体利用するものであり、基準を満たしていると考えます。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われるので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上5番から8番まで農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、この件について5月28日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員会のご報告をお願いいたします。

12番農業委員 はい。

議長 はい。12番渡辺委員。

12番農業委員 受付番号5番ですが、場所は桐生市の斎場方面から南へ向かった山際になります。昨年一回許可が出ている場所となりますが、当時の所有者が亡くなってしまい、所有権移転ができなくなってしまったとのことで再度申請を行ったということです。現地を確認しましたが、周囲も草が生い茂っている状態で、資材置場として適していると思いました。次に受付番号6番ですが、場所は桐生川のダムから7キロほど北に向かったところで、車がすれ違うところもないくらいで、私が知る限りでは40年から50年前からずっと同じような状態で、車の待避所みたいな感じになっていました。道路と川の間であり、面積もそれほど広くないので駐車場にするくらいしかないかなと思っています。

この後の議案については3番武推進委員に報告をお願いします。

3番推進委員 はい。議長。

議長 はい。3番武推進委員。

3番推進委員 3番推進委員武です。それでは受付番号7番の説明をしたいと思います。場所は国道353号線の板橋の交差点を北へ1.5キロくらい上ったところで、T字路から北西へ1キロくらい向かったところです。現地はとても広い場所です。昔は桑畑と山林だったそうです。今は整地がしてあり、傾斜がひどいので、3段くらいに整地してありました。周囲は住宅もなく、西は林で南は草が生えているような場所でした。次に受付番号8番ですが、場所は山上城跡公園から西へ約1キロ向かったところで、面積はそれほど大きくありませんが、今後は資材置場として使っていきたいということです。以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はございますか。

8番推進委員 はい。

議長 はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員 受付番号7番なんですけれども、この場所の農地区分はどうなっているのですか。

議長 はい。事務局。

事務局 受付番号7番の農地種別は2種農地となります。

8番推進委員 あとほかに、雨水排水の対策についてはどのようになっていますか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 雨水排水の対策なんですけれども、申請者に確認をしたところ、申請地各筆の周りに堰堤を築いて、場内で自然浸透をさせることを考えているそうです。

8 番推進委員 堰堤を築くというのは太陽光パネルを設置する地盤に対して盛り上げるということですか。

事 務 局 はい。土を築いて堰堤として機能させるとのことです。

8 番推進委員 そうすると雨水についてはその中で処理をするということですか。

事 務 局 はい。場内で自然浸透させることを考えているそうです。

8 番推進委員 では浸透柵などを設けて浸透させるということですか。

事 務 局 事業計画書を確認した中では浸透柵の設置については考えていないそうです。

8 番推進委員 自然浸透だということなんですが、桐生市の太陽光発電の設置についての条例の要件は満たしているのですか。

事 務 局 今回の太陽光発電の設置について建築指導課へ確認をしたところ、建築確認の必要がない案件になるとのことで、浸透柵や貯水池の設置に関しては強制力がないとのことでした。

10番農業委員 はい。

議 長 はい。10番星野昭彦委員。

10番農業委員 今回のような面積の広い件に対しては、桐生市の条例もそうですが、県の方の許可も該当してくるのではないかと思います。市と県の両方で基準は同じですか。

事 務 局 基準につきましては桐生市の独自の基準ということで、それを満たした上で県の審議会にかかることとなります。各市町村で独自の基準を設けていることがあるため、それぞれの基準に照らし合わせていくことになるかと思います。

10番農業委員 ということは桐生市の条例の基準が優先的になるということですか。あと以前に私が現地調査に見に行ったところとは別の場所ですか。

事 務 局 別の場所です。

10番農業委員 分かりました。

6 番農業委員 はい。

議 長 はい。6番井田委員。

6 番農業委員 受付番号7番の申請地の西側と東側の道路は通ったことがありまして、申請地の現地は見たことがないんですが、傾斜はどのような感じになっているのですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 北から南に向かってゆるい傾斜が続いています。

6 番農業委員 それで排水については現地調査をしてみて大丈夫だと判断したのですか。

事 務 局 現地の状況と申請者からの聞き取りの内容から問題ないと解釈しました。

議 長 はい。ほかに。

8番推進委員 はい。

議 長 はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員 それでは市のほうでは大丈夫だと判断したのならそれでいいんですけども、これまでは畑ということで雑草などが生えていたところに、今度は太陽光発電を設置することで水の流出率が全然違ってくるんですよ。一度に流れる量が相当出てくることになると思うんです。そこまで考慮したうえで自然浸透で大丈夫だということであるならば問題ないかと思うんですけども、その辺について質問をしたわけなんですけれども、市のほうでいいんだということであれば問題ないんですが。

事務局 市の基準に照らし合わせて見ると問題はないという形になります。

はい。

議 長 はい。事務局。

事務局 現地の土地の形状につきまして、もう少し詳しく説明したいと思います。先ほど説明があったとおり、北側が高く、南に向かって軽い傾斜で低くなっていくということですが、さらに東側につきましては北に堆肥舎があり、東側に道路があり、道路のすぐ西に小さな沢があります。それと申請地の西につきましても低くなっていったところに沢があります。直接人家に行く前にオーバーフローが出たとしてもあふれた水は沢に入るような土地の形状となっております。以上です。

議 長 はい。周囲に土を積んで外に出ないようにするということがらしいですが、それがどのくらいの高さかにもよるかと思うんですよね。確かに土手を積みば水は外には出ないと考えられますが、土手の高さによって能力は相当違うと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

事務局 事業計画書によると堰堤の高さは30cmかさ上げして対応するとのことですよ。

13番農業委員 はい。

議 長 はい。13番矢内委員。

13番農業委員 堰堤といっても、それではないのと同じで、ちょっとおかしくないですか。ただ施工者が将来にわたって近隣住民に迷惑をかけないという確約のもとでやってもらえるわけですよ。

事務局 はい。

13番農業委員 それしかないですよ。我々からも完全に高さを何メートルにしろとは言えないと思うんですよ。それにしても高さ30cmといたら間違っただけで踏んだらなくなっちゃうくらいの高さですよ。

議 長 そうすれば我々が審議したということの要望として高さをもう少し考えてもらうだとか、内側に1メートルくらいの側溝を掘ってもらうだとか、いろいろな方法があると思いますので、ここで出た要望を申請者に伝えてもらうのがいいのかなと思います。被害が実際に出てからでは遅いので、被害が出ないよう

な対策をしてもらいたいと伝えてもらうのはどうでしょうか。

13番農業委員

そうですね。

6番農業委員

それでよいと思います。

11番推進委員

はい。

議長

はい。11番深澤推進委員。

11番推進委員

この件とはちょっと違うんですけども、黒保根で山林に太陽光発電を設置したときに、土砂が流出しまして、田んぼに流入したという事案がありまして、その田んぼの所有者が太陽光発電の事業者に土砂の撤去の話をしたら、撤去が始まったものの機械が埋まってしまって作業ができないとのことで、機械がダメであれば人間がやればよいということだと思っておりますが、そのようなことで揉めた事例があったんですけども、最近は想定外の雨が降ったりして、貯水池に関してもデータを基に大きさを決めて作るんだと思うんですけども、それを超えて雨が降った場合流出があり得ると考えられるんですが、万が一流出があった場合即時原状復帰する条件をつけることはできないですか。もし現状で無理だということであれば今後検討していただきたいと思います。

10番農業委員

はい。

議長

はい。10番星野昭彦委員。

10番農業委員

先ほど矢内委員も言われたように、このくらいの規模になれば地域住民への説明会があると思うんですよ。そういったときに、地域住民との間の取り決めや保障といったものの確約をしっかりとしてもらって、契約書に入れてもらう等して何かあったときには守ってもらうというような取り交わしは当然あってあたりまえだと思うのでその辺は念には念を入れて地域の方と約束をしていただければと思います。

議長

今出た意見も含めて、事務局として各委員から出た要望を入れて申請者と話をすすめてもらうようにできるのか回答をお願いします。

事務局

法的には原状復帰を行うことの確約書などを添付させる義務がないため、書類を必ず添付するよう強制はできないということになりますが、申請受付時に委員会で委員から要望あるいは懸念が出されたことを申請者にお伝えすることはできるかと思います。

2番農業委員

はい。

議長

はい。2番杉戸委員。

2番農業委員

今回の件について、今後県の審議会にかけられて、そのときに今回出た要望を申請者に伝える等して聞き取りをしたことを説明することになると思うんですが、ここだって審議の場なのだからまずは出された要望を申請者に伝えて、その上で聞き取った申請者の考えを市の委員会で説明してほしいと思うんですよ。以前保留にして、幹事の委員さんと申請者との間に話し合いの場を設けた案件があったと思うんですけども、この件についても一回不許可なり保留にするなりして申請者自身に30cmの堰堤で大丈夫なのか、流されないのか確認

してから許可を出すのでも遅くはないんじゃないですか。

議長 それについては、事務局が受け付けたということは法律上問題ないという前提条件でここに案件として上がっているの、そこはみなさんに踏まえてもらいたいんですよね。でも我々が心配をしたり審議をしたりしているということの中でいろいろな意見が出てくることはいいことであって、法や基準の適用外であっても委員会の中では意見が出てきたということを県の審議会に上げる前に申請者に伝えて、できるだけの対策をしてもらうのがいいと思うんですね。その辺について事務局はどう考えてますか。

事務局 繰り返しになってしまうんですが、会長も言われるように、こちらで申請を受け付けるものについては建築確認や残土に関する条例などの法律の基準に照らし合わせて、違法性があるかどうかといったところを見て基準を満たしているものについては基本的に受付をするというような形で対応をしています。それを踏まえて委員会で出た要望につきまして、強制力はないということになりますが申請者には伝えていきたいと考えています。

議長 はい。ほかに。
では私から、受付番号6番のところ、貸露天駐車場用地となっておりますが、これは何か意味があるのですか。

事務局 はい。

議長 はい。事務局。

事務局 受付番号6番につきまして、貸露天駐車場用地となっている理由としまして、譲受人が会社を経営しており、会社の来客用の駐車場として利用することを考えており、譲受人が会社に土地を貸し出すという意味で貸露天駐車場用地となっております。

議長 譲受人が直接使うのではなくて、譲受人が経営している会社が使うということですね。ほかに意見はありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第48号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が4件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第48号議案は許可相当として承認されました。

日程第4 第49号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について」、委員会処分が5件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容等を朗読)

以上、利用権設定総括表1番から5番について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

続きまして、この件につきましても、5月28日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いします。

3番推進委員

はい。

議長

はい。3番武推進委員。

3番推進委員

報告をいたします。まずは1番です。この場所は板橋という地区なんですけれども、南に工場がありまして、そこからだいたい直線で700m先のところにあります。現地はトラクターがかけられておりました。次は2番の1。場所は新里中央小学校のグラウンドの西になります。ここも少し草が生えておりましたが水を入れればすぐに田んぼとして使えるような状態でした。続きまして2番の2について、場所は新里のベイシアを直線で1キロくらい南に下ったところ。現地はすでに田植えの準備が整っておりました。続きまして2番の3、4、5、6です。場所はJA新田みどり新里営農センターの南です。2番の3は耕してあり、周りの草も刈ってありました。2番の4、5、6も同じ状態です。次に2番の7です。場所は新里の清掃センターから北へ1.5キロくらい上がったところ。ここも周りの草が刈ってあり、すぐに田んぼとして利用できる状態になっておりました。続きまして2番の8と9です。場所は雷電神社から南へ500mくらいのところ。ここも周りの草が刈ってあり、きれいに整地されておりました。続きまして3番の1と2です。場所は新川駅から南へ1.5キロくらい下ったところになります。ナスが定植してあり、手入れもとてもよくされておりました。続きまして3番の3、4、5、6です。場所は早川が流れている横になるんですが、全てナスが定植してあり、収穫が始まるような状態です。周りもきれいになっておりました。続きまして4番ですが、場所は桐生沼田線を右に入ったところ。現地は田植えが終わってきれいになっておりました。続きまして5番の1、2、3は桐生沼田線を左に曲がったところで、以前に利用権で申請をしたところですが、今回新たに共同で法人を設立したとのことで、申請をしなおしたものです。現地はきれいになっているところもあれば、これから手を入れていく予定の場所もあるといっ

た様子でした。以上です。

議 長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。
これより質疑に移ります。ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

第49号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について」、5件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第49号議案の諮問案件については許可相当として承認されました。

日程第5 第50号議案「令和6年度最適化活動の目標の点検・評価等」について、議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事務局

(事務局説明)

これは以前総会で議案に上げさせてもらった令和5年度の最適化活動の目標の設定について、遊休農地調査の結果などの一年間の最適化活動の実績に基づいて記載したものに対し、委員会で点検・評価を行うものとなっております。令和5年度最適化活動の目標の点検・評価等について、お気づきの点がございましたら、農業委員会事務局まで問い合わせをお願いします。

以上です。

議 長

以上、事務局より説明がございました。

これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

これは毎年目標をとして設定をしたものに1年経った結果をみなさんに報告し、理解してもらったという解釈でよろしいでしょうか。みなさんどうでしょうか。

13番農業委員

はい。

議 長 　　はい。13番矢内委員。
13番農業委員　　そうするとわれわれが月1回出している活動の報告を集計してこれになった
　　ということですか。
議 長 　　はい。事務局。
事 務 局 　　活動の報告については最適化活動の活動目標の項目で集計したものを掲載さ
　　せていただいております。
議 長 　　活動の目標の全体的なところについては事務局がいろいろな項目について数
　　字を集計したものと理解してもらえればという話でとらえてもらえればいいと
　　思います。よろしいでしょうか
13番農業委員　　はい。
議 長 　　それでは第50号議案「令和5年度最適化活動の目標の点検・評価等」につい
　　て、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 賛成者 挙手 ）

挙手全員でございます。
よって、第50号議案の案件については承認されました。

日程第5 第51号議案「農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任」につい
て議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局 　　はい。議長。
議 長 　　はい。事務局。
事 務 局 　　（事務局説明）

以上、本件は、高沢良満推進委員から、令和6年5月31日を以て、農地利
用最適化推進委員を辞任したい旨の辞任同意願の提出があったものでございま
す。

農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律の規定により、正当
な事由があるときは、農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。
と定められております。

これは、農地利用最適化推進委員は、非常勤の特別地方公務員であります
が、その就任は公法上の権利に基づくものでございますので、本人の意思によ
ってその職を辞任することは認められなければならない。とされております。
しかし、その一方で、一度地方公務員として法律上の権限を付与され、公務遂
行の義務を負荷されておりますので、恣意的にその進退を決するべきではな
い。ともされております事から、農地利用最適化推進委員の辞任の要件とし
て、農業委員会の総会において、辞任の同意を得ることが必要とされているも
のでございます。

以上のことから、高沢良満推進委員から、令和6年5月7日付けで、辞任同意願の提出がございました。事務局としては委員辞任の正当な理由があると認められると考えておりますので、今回の農業委員会の議案として上程させていただいたものでございます。

議 長

なお、本件の同意がなされた場合、辞任決定となるものでございます。ただいま事務局より説明がございました。それでは、高沢委員、退席をお願いします。これより質疑に移ります。ご質問はありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。これより採決いたします。

第51号議案「農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任」について、本件を同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、高沢農地利用最適化推進委員の辞任願について同意することといたします。

それでは、高沢委員の入室を求めます。

高沢委員に報告いたします。みなさんの賛成が得られましたので、手続きによって粛々と進めたいと思います。よろしく申し上げます。

日程第5 第52号議案「農地利用最適化推進委員の欠員の補充」について議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議 長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

(事務局説明)

推進委員の欠員補充に関する法律の規定はありませんが、「桐生市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」におきまして、第12条 農業委員会は、推進委員の解職、失職及び辞任その他の理由により欠員が生じた区域において、農地等の利用の最適化の推進に支障を及ぼすおそれがある場合は、速やかに推進委員を補充しなければならない。となっております。

欠員を補充するかどうかは農業委員会の判断によることから本案を提出させ

ていただきました。

なお、農地利用最適化推進委員は、黒保根地区で活動する推進委員1名を応募していただき、地区の推進委員として活動していただくこととなります。

農地利用最適化推進委員の公募については、広報、ホームページ等を用いて広く周知、広報する必要がある、広報に掲載するのに期間を要することから、7月広報に掲載し、7月1日から30日間公募を実施する予定となります。

事務局からは以上です。

議 長

ただ今事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。

ご質問はありますか。

(なしの声)

それでは、これより採決に移ります。

第52号議案「農地利用最適化推進委員の欠員の補充」について、黒保根地区の推薦委員1名の欠員を補充することと決定したいと思いますが、これに賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第52号議案 農地利用最適化推進委員の欠員について補充することに決定いたしました。

続きまして日程第7 報告第21号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

報告第21号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」については、ございませんでした。

以上でございます。

議 長

今、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第21号について申請がないということで、よろしいでしょうか。

続きまして、報告22号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

報告第22号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については4件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議 長

以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第22号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後3時22分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

10 番

11 番
